

小中学校定例監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
矢作北小学校	北野小学校		令和8年2月4日
岩津小学校	岩津中学校	恵田小学校	令和8年2月9日
男川小学校	美川中学校	根石小学校	令和8年2月10日

3 監査の対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月10日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各小中学校長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

小学校

薬品の管理について、劇物の現在量が毒物・劇物・危険物薬品受払簿と一致していないものがあつたため、適正な管理をされたい。